

大阪府環境審議会 環境・みどり活動促進部会の運営方法の見直しについて

審査案件や審議事項の増加に伴う委員の負担が増大 ⇒ より効率的な部会運営を図る。

※審査案件数：部会設置当初のH25は5(環境2・みどり3) → H28は10(環境4・みどり6)

現 行

環境・みどり活動促進部会

全委員が全案件担当(年6回程度)
部会長+委員8名

- Ⅰ 全ての案件を全ての委員で審議

見直し案

環境・みどり活動促進部会

環境担当(年2~3回程度)
部会長+環境分野を担当4名

みどり担当(年2~3回程度)
部会長+みどり分野を担当4名

(年1回)
全体部会

- Ⅰ 部会内で担当委員をわけ、「環境」「みどり」分野別に審議。議長は全て部会長。
- Ⅰ 基金活用方針等についての審議は全体で行う。

審議体制

利点

- Ⅰ 両分野の専門家による総合的な事業審査が可能

- Ⅰ 全委員の部会出席回数が減(年6回 → 3~4回)
- Ⅰ 専門外事業案件への審査・採点が無くなる(事前採点も半減)
- Ⅰ 部会長が全体を掌理し、かつ、全体部会で、両分野の基金の運営方針を統一的に審議できる。